



平成29年 5月10日

各 位

会 社 名 名古屋鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 安藤 隆司
(コード：9048、東証・名証各第一部)
問合せ先 取締役秘書室長兼
広報部長 二神 一
(TEL. 052-588-0813)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年 5月10日開催の取締役会において、平成29年 6月28日開催予定の第153回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月 1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成29年10月 1日をもって、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2 株式併合」に係る議案及び下記「3 定款の一部変更」に係る議案が、原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	919,772,531株
併合により減少する株式数	735,818,025株
併合後の発行済株式総数	183,954,506株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の割合に基づき算出した理論値です。

(3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しないことから、1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況変動等の他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(5) 株式併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5株未満所有株主	715名 (0.92%)	1,217株 (0.00%)
5株以上所有株主	77,241名 (99.08%)	919,771,314株 (100.00%)
総株主	77,956名 (100.00%)	919,772,531株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満のみご所有の株主様715名（所有株式数の合計1,217株）は、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）までお問合せください。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合（5分の1）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成29年10月1日付）
1,800,000,000株	360,000,000株

(7) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に係る議案及び下記「3 定款の一部変更」に係る議案が、原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 今後の事業展開に備えるため、定款第2条の事業目的を追加いたします。
- ② 本定時株主総会において、上記「2 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、定款第6条を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、定款第8条を変更いたします。
なお、本変更については、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力が発生する旨の附則を設け、同日をもって本附則を削るものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更か所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～25 (省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>26</u> 前各号に附帯関連する事業</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>18億株</u>とする。</p> <p>第8条 (単元株式数)</p> <p>当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～25 (現行どおり)</p> <p><u>26 高齢者向け施設等の経営及び介護に関する事業</u></p> <p><u>27</u> 前各号に附帯関連する事業</p> <p>第6条 (発行可能株式総数)</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>3億6千万株</u>とする。</p> <p>第8条 (単元株式数)</p> <p>当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第6条及び第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとし、本条は、同日をもって、これを削るものとする。</u></p>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2 株式併合」に係る議案及び本定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

4 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成29年5月10日
定時株主総会決議日	平成29年6月28日（予定）
定款の一部変更（第2条）の効力発生日	平成29年6月28日（予定）
単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更（第6条及び第8条）の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

（ご参考）

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、各証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

（ご参考）単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A 2 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更、株式併合の目的を教えてください。

A 3 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は併合前の5分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるからです。また、株価についても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 5 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 5 株主様のご所有の当社株式数は株式併合により5分の1となりますが、株式併合の効力発生後に、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）については、当該株式に係る配当は生じません。

Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A 6 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,581株	1個	316株	3個	0.2株
例②	1,000株	1個	200株	2個	なし
例③	997株	0個	199株	1個	0.4株
例④	500株	0個	100株	1個	なし
例⑤	498株	0個	99株	0個	0.6株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.8株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記の例①、③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成29年11月にお支払いすることを予定しております。

また、株式併合の効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（上記の例⑥の場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

なお、効力発生前に、「単元未満株式の買増」または「単元未満株式の買取」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）までお問合せください。

Q 7 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 7 次のとおり予定しております。

平成29年6月28日	定時株主総会開催日
平成29年9月26日	1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	100株単位での売買開始日
平成29年10月1日	単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日
平成29年10月	株式割当通知の発送
平成29年11月	端数株式処分代金のお支払い

Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8 特に必要なお手続きはございません。

Q9 株主優待制度はどうなりますか。

A9 株主優待制度は、併合割合に応じて以下のとおり発行基準を変更しますが、実質的な変更はありません。

なお、当該基準は、平成30年3月31日を権利確定日とする株主優待（平成30年6月発送予定分）から適用いたします。

(1) 株主優待乗車証（年2回、権利確定日：3月31日・9月30日）

ご所有株式数				乗車証の種類・贈呈枚数	
現行		変更後			
3,000株以上	5,000株未満	600株以上	1,000株未満	電車線片道乗車証 〔普通乗車券方式〕	2枚
5,000株以上	10,000株未満	1,000株以上	2,000株未満		6枚
10,000株以上	15,000株未満	2,000株以上	3,000株未満		12枚
15,000株以上	20,000株未満	3,000株以上	4,000株未満		18枚
20,000株以上	25,000株未満	4,000株以上	5,000株未満		24枚
25,000株以上	30,000株未満	5,000株以上	6,000株未満		30枚
30,000株以上	35,000株未満	6,000株以上	7,000株未満		36枚
35,000株以上	40,000株未満	7,000株以上	8,000株未満		42枚
40,000株以上	100,000株未満	8,000株以上	20,000株未満	電車・名鉄バス全線乗車証 〔バス券方式〕	1枚
100,000株以上	500,000株未満	20,000株以上	100,000株未満		2枚
500,000株以上	1,000,000株未満	100,000株以上	200,000株未満		5枚
1,000,000株以上		200,000株以上			10枚

(2) 株主ご優待券（年1回、権利確定日：3月31日）

ご所有株式数	
現行	変更後
1,000株以上一律	200株以上一律

【お問合せ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問合せください。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 平日9：00～17：00

以 上